

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会長 金子 正 史



鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

平成7年6月26日付け鎌福老第91号をもって諮問のありました、鎌倉市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第2項第4号に規定する利用及び提供の制限については、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営が図られるよう特に次の点に配慮することを要望します。

- 1 条例の運用に当たっては、個人の権利及び利益を侵害することのないよう十分に注意すること。
- 2 今回の個人情報の提供は、社会福祉事業法に基づき、鎌倉市社会福祉協議会が行う福祉事業のうち、独居老人を誕生会へ招き、参加者の交流を深めたり、寝たきり老人・痴呆性老人を抱える家族を対象に介護情報等を提供するなど、広く老人及びその介護者を対象として行う事業の円滑な推進を図るためのものであり、やむをえないものと考えますが、行政機関以外への個人情報の提供であることから、提供に際しては、個人情報の秘密の保持、複写等の禁止、第三者への提供禁止、取扱責任者の明確化など個人情報の保護措置を講ずるよう指導することはもとより、使用済みの情報については速やかに廃棄するなど、条例の趣旨にのっとり、最大限の注意を払うよう要請されたい。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

個 別

| 番号 | 事務担当課 | 事務の名称 | 個人の類型 | 利用提供する記録の名称 | 利用・提供する理由 | 利 用 提供先 |
|----|-------|-----------|---------------------------------|--|---|----------------------|
| 18 | 老人福祉課 | 高齢者在宅福祉事務 | 独居老人 寝たきり老人 痴呆性老人 | 独居老人台帳・名簿 寝たきり老人台帳・名簿 痴呆性老人台帳・名簿 | 「独居老人誕生会」 「寝たきり老人介護講座・家族のつどい」 「赤い羽根介護者のつどい」 「年末たすけあい運動」についての地域福祉事業を推進するため。 | 社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会 |